

出来事（2013年2月）

1. 食品添加物の新規指定

2月1日、亜塩素酸水が指定されました。

本品の指定に当たり、添加物の「E 製造基準」の「添加物一般」に、「亜塩素酸水を製造する場合に原料として用いる塩化ナトリウムは、日本薬局方塩化ナトリウム又は日本薬局方で定める基準に適合するものでなければならない。」が加えられました。

現在、香料2品目（3-エチルピリジン、アンモニウムイソバレレート）、ポストハーベスト2品目（アゾキシストロビン、ピリメタニル）、イソプロパノール、乳酸カリウム、硫酸カリウム、酢酸カルシウム、酸化カルシウム、クエン酸三エチル、ポリビニルピロリドンを指定するための健康影響評価と指定のための手続きが継続されています。

2. 消費者庁・食品表示一元化

2月26日、自由民主党の消費者問題調査会の議題に『「食品表示一元化」の検討状況等について』が上げられ、消費者庁から「食品表示法案（仮称・検討中）の骨子」が示されました。いよいよ、法案作成のための最終的な詰め段階にきています。

*今後のスケジュール（見通し）

4月中旬までに：閣議決定後国会へ法案が提出されます。

6月下旬：衆・参の消費者問題特別委員会で審議後、本会議で可決成立すれば、公布。

施行：公布の日から2年以内

下位の法令等（告示や施行規則等）に1年、猶予期間1年程度を考慮すれば、完全施行までに2年を要すると思われれます。

その間に、個別課題（栄養成分表示、原料・原産地表示の拡大、食品添加物の表示、遺伝子組換え食品の表示、等）については、検討会が立ち上げられると思います。

3. 日本農林規格の大幅な改正

日本農林規格の大幅な改正のためのWTO通報が1月28日と2月8日になされ、2月15日には農林水産省のパブコメが開始されました（締切：3月16日）。CODEXのGSFAの規定に適合することで、従来のJASによる使用制限はなくなると解釈されますが、GSFAと食品衛生法の使用基準との齟齬も見受けられますので、再確認が必要だと思えます。

1) 風味調味料

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する。

2) チルドハンバーグステーキ

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する。

3) チルドミートボール

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する。

4) 果実飲料

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する。

(3) 表示の区分において、輸入品にあつては、輸入者だけでなく、表示内容に責任を負う販売者も新たに表示可能とする。

5) 農産物漬物

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する。

6) パン粉

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する。

7) 食用油脂

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する。

(3) 表示の基準において、輸入品にあつては、輸入者だけでなく、表示内容に責任を負う販売者も表示可能とする。

8) マーガリン類

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する。

(3) 水分の測定方法を詳細に規定する。

9) ジャム類

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する。

4) ぶどう糖：12月7日

10) 精製ラード

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する。

(3) 表示の基準において、輸入品にあつては、輸入者だけでなく、表示内容に責任を負う販売者も表示可能とする。

11) ショートニング

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する。

(3) 表示の基準において、輸入品にあつては、輸入者だけでなく、表示内容に責任を負う販売者も表示可能とする。

12) 水産物缶詰及び水産物瓶詰

(1) 食品添加物の規定を見直す。

(2) 異物の規定を削除する

13) 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の改正

- (1) 食品添加物の規定を見直す。
- (2) 異物の規定を削除する。
- (3) 表示の基準において、輸入品にあつては、輸入者だけでなく、表示内容に責任を負う販売者も表示可能とする。

4. 遺伝子組換え食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト

(16品目、前月と変化なし) <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト

(50品目、前月と変化なし) <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list3.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト

(6品目、前月と変化なし) <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list2.pdf>

5. 食品の放射能問題

1) 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限が頻繁に発令されます。(その事例です。)

2月14日：福島県沖サヨリ

2月18日：福島県福島市旧立子山の大豆

2) 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材 (2月18日現在)

6. 牛肉製品のウマあるいはブタによる偽装問題の拡大 (EU)

英国及で販売された「100%ビーフバーガー」等にウマやブタの肉が混入していた問題は、フランス、ルクセンブルグ、ルーマニアに拡大し、EU警察機構、EU司法機構が調査に関与する事態にまで発展しました。2月14日の「BBC NEWS」に経路が示されています。

<http://www.bbc.co.uk/news/world-europe-21456388>

関連情報については、国立医薬品食品衛生研究所の「食品安全情報(化学物質) No.4/2013 (2013.02.20)で詳しく紹介されています。

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2013/foodinfo201304c.pdf>

また、この問題は、国内では「朝日新聞」(2月17日付)が報じました。

7. ビタミンCサプリメントによる男性腎臓結石のリスクの増加

1997から11年間でスウェーデン人男性48,850人を対象としたコホート研究がなされました。サプリメント非使用者(22,448人)で405名、ビタミンC(1000mg)のみ使用者(907人)で31人、合わせて436人の腎臓結石者が発見され、「10万人一年」に換算し比較すると163と310で、約2倍のリスクとなり統計学的に有意であったとのことでした。

<http://archinte.jamanetwork.com/article.aspx?articleID=1568519>

8. 食品は表示されたものを含む必要がある（米国 FDA）

2月4日付けの”Consumer Health Information”に、表示された成分リストは正確であり、包装容器に表示された情報に期待する権利を有するとの趣旨の写真付きの記事が掲載されました。法律に要求された表示がなされていない商品があれば、当局は適切な措置をとっています。

<http://www.fda.gov/downloads/ForConsumers/ConsumerUpdates/UCM337842.pdf>

9. 高病原性鳥インフルエンザ（メキシコ）

メキシコで高病原性鳥インフルエンザ（H7N3型、平成25年1月3日、5日）が発生し、2月17日に感染が確認されました。感染国については、農水省のホームページに掲載されています。

・発生状況 : http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/pdf/130220_ai_wd.pdf

・輸入停止状況 : http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/pdf/130207_ai_import.pdf

10. 輸入食品に対する検査命令

	対象食品等	検査項目
2月6日	フィリピン産養殖えび、その加工品（簡易な加工に限る。油ちょうされたものを除く。）	エトキシキン
2月13日	中国産ウーロン茶、その加工品（簡易な加工のもの。）	フィプロニル
2月20日	イタリア産パセリ及びその加工品	ジフェノコナゾール
	タイ産赤とうがらし及びその加工品	ジフェノコナゾール
	中国産テイシ（ライチ）及びその加工品	ジフルベンズロン

11. 抗ウイルス剤使用の鶏肉の流通（中国）

2月14日、中国国内で抗ウイルス剤使用の鶏肉が流通しているとの報道により、鶏のアマンタジン（抗ウイルス剤）が検疫所でのモニタリングの対象となりました。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/monitoring/2012/dl/03-130215-01.pdf>

12. 輸入食品中の指定外添加物

タイから株式会社トライ・インターナショナルが輸入した「その他の農産加工品：フライドオニオン」の自主検査でTBHQ 7 μ gが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。また、ベルギーから有限会社メルカートが輸入した「チョコレート類」の自主検査でアズルビンが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

（作成：2013年3月2日）